

徳島県石油コンビナート等防災計画(修正案)の概要

1 徳島県石油コンビナート等防災計画について

徳島県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法(以下、「石災法」という。)第31条の規定に基づき、阿南地区特別防災区域に係る防災対策について、防災関係機関及び関係企業が果たすべき業務を定めるものです。

この計画により、防災関係機関及び関係企業の行動の基準を明確にし、相互の連絡調整を円滑にして、災害の防止と被害の軽減を図り、もって地域住民の生命身体財産を災害から保護することを目的としています。

2 主な修正項目

(1) 異常現象発生時の関係機関間での情報伝達・共有手段の変更

異常現象発生時の伝達・共有手段として、「災害時情報共有システム」を利用することを記載しました。

該当:[第4章 災害応急対策計画 第1節 動員・情報連絡計画
1. 緊急動員・通報体制 及び 3. 防災関係機関及び関係企業での情報共有]

(参考)災害時情報共有システムについて

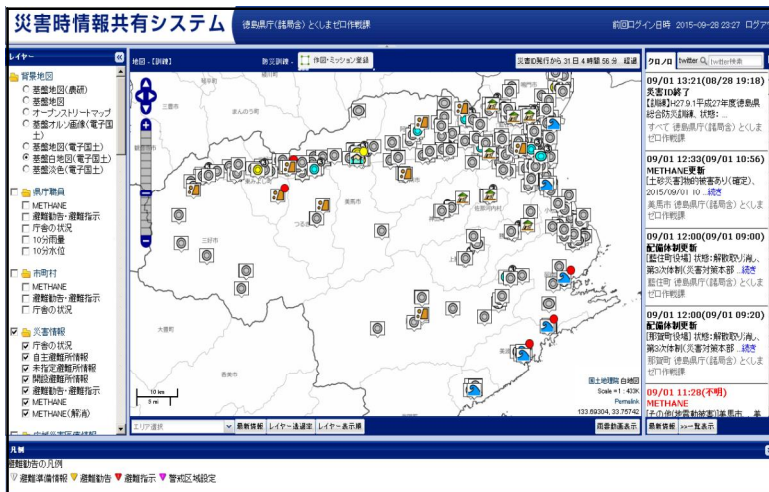
- 災害発生時において、
- 情報提供・収集作業の省力化、迅速化
- 情報の共有化、一元化
- 災害対応の迅速化

を図れるよう、徳島県が整備・運用するインターネット上に構築した災害情報共有基盤です。

現在、台風等の自然災害時に県、市町村等からの情報について、

- 庁舎の被害状況
- 災害対応体制
- 各市町村の避難情報
- 各市町村毎の被害情報(人的・住家)等

を一元的に集約・共有、地図上で重ね合わせ表示する等して活用しています。



(2) 法令改正等に伴う修正

①石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正に伴う修正

省令の一部改正の伴い、特定事業所（四国電力(株)阿南発電所・新日本電工(株)徳島工場）について、自衛防災組織が行うべき業務について定めた「防災規程」の記載事項に以下の事項を追加

災害の現場において市町村長又はその委任を受けた市町村の職員から、特定事業所の事業実施の統括管理者に対し、要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。

※新設された省令第26条第1項第13号と同旨

該当:[第3章 災害予防計画 第1節 危険物等災害予防計画
2. 災害予防の基本的事項 (7)特定事業所等における防災規程]

②東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う文言の修正

前:東南海・南海地震 → 後:南海トラフ地震

該当:[第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画]

(3) その他修正

①第二種事業所の名称変更に伴う修正

前:日本電工株式会社徳島工場 → 後:新日本電工株式会社徳島工場

該当:[各章]

②その他(組織、名称変更、時点修正等)軽微な修正